

解体等工事を行う場合は、石綿(アスベスト)含有の有無の事前調査が必要です！

改正
労働安全衛生法
(石綿障害予防規則)
大気汚染防止法

POINT

原則すべての建築物、工作物、鋼製の船舶の解体・改修工事について、石綿含有の有無に関する事前調査が必要となりました
(令和3年4月1日から)

さらに、一定規模以上の解体工事の事前調査結果について、労働基準監督署と自治体への報告が必要となります
(令和4年4月1日から)

解体等工事の受注

石綿粉じんが飛散しないことが明らかな作業を除き全ての解体・改修工事について

石綿粉じんが飛散しないことが明らかな作業

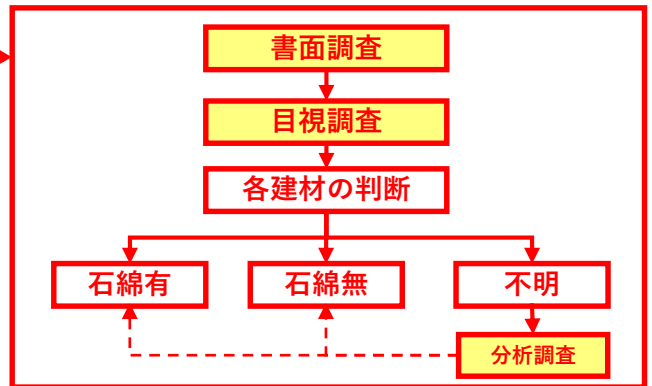
単一素材(木材、金属、石、ガラス)、畳、電球等のボルト、ナット等の固定具の取り外し、釘の打ち抜き等軽微な損傷しか及ぼさない作業、既存の塗装の上に新たな塗装を行う作業等

事前調査

- 建材毎に、
- ①設計図書その他の書面調査(書面調査)
 - ②現地での目視による調査(目視調査)

※令和4年4月1日以降着工の工事から

一定規模以上(裏面参照)の工事の場合
石綿の有無に関わらず



事前調査結果の報告

「石綿事前調査結果報告システム」を利用し、PC等から労働基準監督署と自治体へ報告

事前調査結果の備付、記録

調査結果は、現場への備え付け(掲示)、記録の3年間の保存が必要

事前調査のポイント①

事前調査の対象

工事の対象	工事の種類
全ての建築物（建設設備を含む）	解体・改修工事（※1）
工作物（※2）	解体・改修工事
鋼製の船舶	解体・改修工事

※1「建築物の改修」とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等のうち、穿孔（穴あけ）等を伴うものを含みます

※2「工作物」とは建築物以外のもので、土地、建築物に設置（埋設）されている全てのものをいいます（上下水道管、貯蔵設備、発電設備、エレベーター、エスカレーター、化学プラント等）

事前調査の方法

事前調査は、解体等対象物の全ての材料について、

- ・設計図書等の文書（電磁的記録を含む）による確認（書面調査）
- ・目視による確認（目視調査）

の両方の確認により、製品を特定

製品の特定

特定できない場合は
分析調査またはみなし措置

- ア 製品のメーカーによる証明や成分情報等と照合する
- イ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する

のいずれかの方法で行う必要があります（例外あり→ポイント③参照）

事前調査結果報告の要件

一定規模以上（事前調査結果の報告が必要）の工事とは

- ・解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ・請負金額が100万円以上である建築物の改修工事
- ・請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体又は改修工事

をいいます

「特定工作物」とは、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備、発電設備（太陽光、風力発電を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットフォームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井、をいいます

事前調査のポイント②

事前調査結果の報告方法

事前調査結果の報告は、「石綿事前調査結果報告システム」を利用し、PC等から、以下の事項を入力することにより報告してください

- 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- 工事の実施期間
- 解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事の場合は、床面積の合計
- 請負金額が100万円以上である建築物の改修工事、特定の工作物の解体又は改修工事の場合は請負代金の金額
- 建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合は判断根拠）の概要
- 調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合に限る）
- 石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）

なお、「石綿事前調査結果報告システム」の利用に際しては、事前に「gBizID」の登録が必要となります

石綿事前調査結果報告システム

(<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>)



※2022年3月公開予定

gBizID

(<https://gbiz-id.go.jp>)



事前調査結果報告の流れ



事前調査のポイント③

事前調査の方法（例外）

対象物件が下表の左欄の場合は、右欄に掲げる書面調査でかまいません

対象物件	方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキングが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグランドパッキングの設置日を設計図書等で確認

事前調査を行うものの資格要件

令和5年10月1日より、「建築物の解体・改修」の事前調査は、必要な知識を有する以下の資格者等に行わせる必要があります

- ・ **建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）**
一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるもの（日本アスベスト調査診断協会の登録者等）
- ・ **一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部**
一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者

事前調査およびその他の石綿関連の法令規制の詳細は、最寄りの労働基準監督署へ問い合わせさせていただくか、「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください

石綿総合情報ポータルサイト

検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>